

## 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会 開催要綱

## 1 趣旨

- 生活保護基準のうち生活扶助基準については、社会保障審議会に設置している生活保護基準部会において、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的見地から、定期的に評価・検証を行っている。
- 平成29年の検証における生活扶助基準の検証手法については、同年12月の報告書において、「これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法である」と評価されている一方、
  - ・ 「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、これ以上下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある。」
  - ・ 「最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑ではない検証方法を開発することが求められる。」
  - ・ 「新たな検証手法の開発に、早急かつ不断に取り組むために、データの収集・分析や新たな検証手法の検討を継続的に行う体制を厚生労働省として整備する必要があるため、年次計画を立てて計画的かつ不断に検討を進めていくことを強く求めたい。」などのご指摘を受けたことを踏まえて、次回の基準検証に向けた当面の検討の場として、社会・援護局長の下での検討会を開催するものとする。

## 2 主な検討事項

- 本検討会では、報告書において指摘された課題を検討するために、調査研究の分析等を通じて、
  - ・ 「最低限度の生活」に関する考え方の整理
  - ・ 生活保護基準の検証に資する統計データの収集・分析方法の検討
  - ・ 現行の検証手法の課題及びその改善に向けた論点整理などを行うものとする。
- ※ この他、級地制度の在り方等についても、必要に応じて検討を行うものとする。

## 3 構成員等

- 別紙の構成員名簿のとおりとする。
- 社会・援護局長は、構成員の中から1人を座長に指名する。
- 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

#### 4 検討スケジュール

- 今後の検討スケジュール等を議論・整理した上で、調査研究の進捗状況を踏まえながら定期的に開催する。
- 調査研究の分析等を踏まえ、2020年度を目途に検討した内容を取りまとめ、その後の基準部会における議論につなげる。

#### 5 その他

- 本検討会は、社会・援護局長による検討会とし、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催することとし、本検討会の庶務は、社会・援護局保護課において行う。
- 本検討会の議事は、原則として公開とする。

(別紙)

生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会

構成員名簿

氏 名	所 属
阿部 彩	首都大学東京人文社会学部 教授
岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 准教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部 教授

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

氏 名	所 属
渡辺 久里子	国立社会保障・人口問題研究所研究員

(敬称略)